

令和5年度那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)整備方針

那覇市福祉部長決裁

令和4年8月18日

1 基本方針

那覇市内に所在する障がい者(児)を支援する施設における福祉サービスの向上、ウイルス感染症対策強化、防災対策強化や利用者の安全を確保することを目指すものであって、確実性を有する施設整備計画のうち緊急性の高いものから「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等を活用し、予算の範囲内で施設整備に対し支援を行う。なお、整備施設の選定にあたっては「那覇市社会福祉法人等審査会」において審査し、承認を得ることとする。

2 整備対象施設

整備の対象となる施設は、「那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助金交付要綱」第4条に規定する別表2の①欄に定める施設とする。

3 整備対象事業

令和5年度は那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助金交付要綱に規定する別表第1の整備区分1~7を対象とするが、ウイルス感染症の対策に関する整備、及び耐震化・防災対策の推進に関する整備を優先し、当該施設整備の必要性、緊急性、計画の確実性を勘案して決定する。